

武家諸法度（寛永令 一六三五年） 十九条

武芸や学問をたしなむこと。

大名や領民の負担である。領地と江戸との交代勤務を定める。毎年四月に参勤すること。供の数が最近非常に多く、領地や領民の負担である。以後はふさわしい人数に減らすこと。ただし上洛の際には定めぬ通り、役目は身分にふさわしいものにする。こと。

新たに築城する。居城の堀、土塁、石塁などが壊れたときは、奉行所に申し出て指示を受けること。江戸や他藩でたえ何か事件が起こったとしても、国元にいる者はそこを守り、幕府からの命令を待つこと。

どこかで刑罰が執行されても、担当者以外は出向いてはならない。検視者に任せること。

謀反を企て、仲間を集め、誓約を交わすようなことは禁止とする。

諸藩主、城主、所領、近習（將軍の側近の武士）、物頭（常備兵の隊長）は、幕府の許可無く勝手に

結婚してはならない。結婚の儀式、宴会や屋敷の建設などが最近華美になってきているので、以後は簡略化すること。

贈物、贈答、結婚の儀式、宴会や屋敷の建設などが最近華美になってきているので、以後は簡略化すること。

紫の装束・練・無紋の袖・みだりに着てはならない。家中の下級武士が綾羅や錦の刺繍をした服を着るのは古

く・紫の装束・練・無紋の袖・みだりに着てはならない。家中の下級武士が綾羅や錦の刺繍をした服を着るのは古

く・紫の装束・練・無紋の袖・みだりに着てはならない。家中の下級武士が綾羅や錦の刺繍をした服を着るのは古

く・紫の装束・練・無紋の袖・みだりに着てはならない。家中の下級武士が綾羅や錦の刺繍をした服を着るのは古

く・紫の装束・練・無紋の袖・みだりに着てはならない。家中の下級武士が綾羅や錦の刺繍をした服を着るのは古

く・紫の装束・練・無紋の袖・みだりに着てはならない。家中の下級武士が綾羅や錦の刺繍をした服を着るのは古

く・紫の装束・練・無紋の袖・みだりに着てはならない。家中の下級武士が綾羅や錦の刺繍をした服を着るのは古

く・紫の装束・練・無紋の袖・みだりに着てはならない。家中の下級武士が綾羅や錦の刺繍をした服を着るのは古

く・紫の装束・練・無紋の袖・みだりに着てはならない。家中の下級武士が綾羅や錦の刺繍をした服を着るのは古

く・紫の装束・練・無紋の袖・みだりに着てはならない。家中の下級武士が綾羅や錦の刺繍をした服を着るのは古